

泉南市教育委員会評価委員会規則

(平成 24 年 12 月 25 日教育委員会規則第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、泉南市附属機関に関する条例（昭和 46 年泉南市条例第 11 号）第 3 条の規定に基づき、泉南市教育委員会評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、泉南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じて、教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定により、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに当たり、同条第 2 項の規定により意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 4 人以内で組織する。

- 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員は、その委嘱に係る職務が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において行う。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

泉南市教育委員会評価委員名簿

評価委員会委員長

薄波 猛兒

元中学校長

評価委員会委員長職務代理者

小合 愛子

元小学校長

評価委員会委員

上野 泰男

泉南市青少年指導員協議会

評価委員会委員

堀口 和弘

泉南市PTA協議会

平成 28 年度 泉南市教育委員会点検・評価報告書

発行・編集 泉南市教育委員会

住 所 泉南市樽井一丁目 1 番 1 号